

介護付有料老人ホームシルバーピアーズ共生

重要事項説明書(Ⅱ)

R8.6 現在

(指定特定施設入居者生活介護 ・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護)

当事業所はご利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1～2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

| | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 事業者 | 2 |
| 2. 事業所の概要 | 2 |
| 3. 建物の規模・構造 | 3 |
| 4. 居室等の概要 | 3 |
| 5. 職員の配置状況 | 3 |
| 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4 |
| 7. 事業者をご利用の際に留意いただく事項 | 6 |
| 8. 成年後見制度の活用支援 | 7 |
| 9. 身体的拘束等の禁止及びやむを得ず身体的拘束を行う場合の手續 | 7 |
| 10. 虐待防止のための措置 | 7 |
| 11. 衛生管理等について | 8 |
| 12. 協力医療機関 | 8 |
| 13. 緊急時、事故発生時における対応方法 | 8 |
| 14. 非常災害時の対策 | 8 |
| 15. 業務継続計画の策定 | 9 |
| 16. 損害賠償 | 9 |
| 17. サービスについての相談及び苦情 | 9 |
| 18. 家族会の設置 | 9 |
| 19. 事業者及びサービス提供従事者の義務 | 9 |
| 20. 秘密の保持について | 1.0 |
| 21. 個人情報の保護について | 1.0 |
| 重要事項説明書・個人情報の使用等についての同意書 | 1.2 |

<別紙1> 個人情報の使用停止申請書

<別紙2> 利用料金表

<別紙3> 介護サービス等の一覧表

<別紙4> 看取りに関する指針

1. 事業者

| | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ピアーズ |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市南区並木町2丁目27番43号 |
| (3) 電話番号 | 086-902-0036 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 美土路 昌永 |
| (5) 設立年月日 | 平成12年 6月26日 |

2. 事業所の概要

| | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の名称 | 介護付有料老人ホームシルバーピアーズ共生 |
| (2) 事業所の所在地 | 岡山県岡山市南区福田1021-6 |
| (3) 電話番号 | 086-902-0024 |
| (4) FAX番号 | 086-902-0021 |
| (5) 管理者 | 白川 芳子 |
| (6) 開設年月日 | 平成18年 3月 1日 |
| (7) 利用定員 | 30名 |
| (8) 事業所の種類 | <p>■指定特定施設入居者生活介護 平成18年3月1日指定（岡山市3370108056号）</p> <p>■指定介護予防特定施設入居者生活介護 平成18年4月1日指定（岡山市3370108056号）</p> |
| (9) 事業の目的 | 株式会社 ピアーズが運営する介護付有料老人ホームシルバーピアーズ共生（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、生活相談員、介護職員等が、要介護または要支援認定者である高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。 |
| (11) 事業所の運営方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、通知の趣旨及び内容に沿ったものとします。 2. ご利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう安心して日常生活を送ることが出来るようにご利用者の心身の状態を踏まえてサービス提供を行います。 3. 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行います。 4. 親切丁寧を旨とし、ご利用者又はご家族から求められた時は、サービスの提供方法等についてご理解しやすいように説明を行います。 5. 提供する介護の質の評価を行い、常に改善を図ります。 6. 関係市町村、地域の医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |

3. 建物の規模・構造

| | | |
|----|---------|---------|
| 敷地 | 806.42㎡ | |
| 建物 | 構造 | 鉄筋造2階建 |
| | 建築面積 | 520.26㎡ |
| | 延床面積 | 998.64㎡ |

4. 居室等の概要（全室介護居室のため、一時介護居室はなし）

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室は原則として1人部屋です。

| 主な居室・設備の種類 | 室数 | 備考 | | |
|--------------|-----|--------|------------|--|
| | | 1階 | 2階 | |
| 居室 | 各15 | 14.32㎡ | 14.32㎡ | |
| 居間・食堂 | 各1 | 18.25㎡ | 18.25㎡ | |
| 機能訓練・多目的コーナー | 各1 | 13.65㎡ | 13.65㎡ | |
| 給湯室 | 各1 | 5.04㎡ | 5.04㎡ | |
| 脱衣所 | 2 | 3.34㎡ | 3.34㎡(2ヶ所) | |
| 浴室 | 3 | 11.61㎡ | 4.14㎡(2ヶ所) | |
| 健康相談室 | 1 | 8.87㎡ | | |
| 共用トイレ | 各1 | 2.16㎡ | 2.16㎡ | |

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族と協議の上、決定するものとします。

☆居室の変更にあたり従前の居室に、ご利用者の責任により破損、汚損があった場合には、ご利用者のご負担にて現状回復をお願いします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

| 職種 | 職員配置数 | | | 職務内容 |
|------------|--------|----|-----|--------------------------|
| | 法令基準人員 | 常勤 | 非常勤 | |
| 1. 管理者 | 1名 | 1名 | | 介護職員の統括管理、事務日常生活の援助・介護業務 |
| 2. 計画作成担当者 | 1名 | 1名 | 名 | 介護計画作成（評価）、日常生活の援助 |
| 3. 介護職員 | 10名 | 4名 | 11名 | 日常生活の援助・介護業務 |
| 4. 看護職員 | 1名 | 1名 | 1名 | 健康管理、日常生活の援助・看護業務 |
| 5. 生活相談員 | 1名 | 2名 | 名 | ご利用者から相談、他の施設との調整、地域との調整 |
| 6. 機能訓練指導 | 1名 | 1名 | 1名 | 機能訓練の実施 |

〈主な職員の勤務体制〉

| 職 種 | 勤 務 体 制 (標準的な時間) | | |
|--|------------------|-------------|-------------|
| | | 常 勤 | 非 常 勤 |
| 1. 管理者 2. 計画作成担当者 3. 介護職員 4. 看護職員 | 早出 | 7:00～16:00 | 7:00～13:00 |
| | 日勤 | 8:00～17:00 | 9:00～15:00 |
| | 遅出 | 10:00～19:00 | 13:00～19:00 |
| | 夜勤 | 16:00～ 9:00 | |

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護給付の対象となるサービス）
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護報酬のご利用者の自己負担割合に応じた金額となります。

〈サービスの概要〉

① 特定施設入居者生活介護計画・介護予防特定施設入居者生活介護計画の立案

計画作成担当者が、ご利用者の直面している課題等を評価し、ご利用者の希望を踏まえて、特定施設入居者生活介護計画の作成、評価を行います。又サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載します。

② 食事介助

ご利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に食事の自立についても適切な援助を行います。

③ 入浴・身辺介護等（健康チェック・入浴介助・清拭・体位変換・移動介助・身だしなみ）

ご利用者の状況に応じた適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。又個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われる援助をします。

④ 排泄介助（おむつ交換・見守り）

ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑤ 離床・着替え

寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の状況に応じて適した機能訓練を行い心身機能の低下を防止するように努めます。

⑦ 健康管理

看護職員によりご利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。

⑧ レクリエーション

当施設では、お花見、秋の遠足、誕生会、敬老会等の季節に沿った行事を行っております。

⑨ 相談及び援助（通院介助・買い物・日常の洗濯（特殊なものは除く）・外出・相談）ご利用者とそのご家族からの相談に応じます。

〈基本サービス費〉（介護報酬分） 厚生労働省告示上の金額とする。（利用料金表参照）

※法改正等による介護給付費の変更があった場合は、利用料金を変更する場合があります。

※介護保険からの給付額に変更（更新申請による介護度の変更）があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

※更新申請により自立と判定された方は、当該サービスを継続してお使いいただけません。申請中の期間の費用は全額自己負担となります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈その他の費用〉

① 居住費 （ご利用者が入院又は外泊された場合も居住費はいただきます。）

1 か月あたり 65,000 円

② 管理費 （ご利用者が入院又は外泊された場合、管理費はいただきません。）

1 か月あたり 25,000 円

③ 食 費

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

食費に係る費用については、1日の食事回数に関わらず一律1日1,600円となります。）

料金：1日 1,700円 （内訳：朝食300円 昼食650円 夕食600円 おやつ150円）

介護食（ムース食、禁止食）は1食あたり50円加算します。

④ 理美容サービス

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 料金：実費（料金表）

⑤ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 料金：一枚につき10円

⑥ おむつ代

実費をご負担いただきます

料金：おむつ料金表参照

⑦ 通院に係る交通費（協力医療機関以外は必要に応じて実施） 料金：1kmに付50円

⑧ 日常以外の洗濯（クリーニング） 料金：実費

⑨ 嗜好に応じた特別な食事（ケイタリング・デリバリー） 料金：実費

⑩ 日常生活上必要となる諸費用実費

その他日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆上記その他の費用について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明し、同意を得るものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

当月の利用合計額を記入した請求書を翌月 10 日までに送付いたしますので、指定の方法でお支払いください。(中途での入退居の場合は、利用日数に基づいて計算致します。)

- ① 原則、指定の金融機関口座からの自動引き落とし
(毎月 16 日に引落としいたします。日・祝祭日等にかかる場合は、後の銀行営業日とします。)
 - 指定金融機関：中国銀行
 - (※振込手数料は、事業者負担いたします。)

- ② 指定金融機関口座への振込み (毎月 20 日までにお振込み下さい。)
(※振込手数料をご負担願います。)

7. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

(1) 来訪・面接

- ① ご面会時間は、原則午前 8 : 00 ~ 午後 9 : 00 までとします。(感染症対策の為、時間の変更あり)
- ② 来訪者は、面会時間を遵守し必ずその都度職員に届出のうえ、面会票にご記入下さい。
- ③ 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。

(2) 外出

- ① 外出の際には、所定の用紙にて必ず許可を得てください。

(3) 居室・設備・器具の使用

- ① 事業所内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用ください。
これに反した使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(4) 飲酒・禁煙

- ① 原則として事業所内での喫煙、飲酒はお断りしております。

(5) 迷惑行為等

- ① 騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ② むやみに、他のご利用者の居室に入らないようにしてください。

(6) 所持品の管理

- ① 衣類等、身の回り品の管理は居室担当者が行います。
- ② 貴重品の紛失の責は負えませんので、ご家族で管理をお願いいたします。

(7) 現金等の管理

- ① 利用者本人が所持する現金等については、紛失の責は負えませんので、ご家族で管理をお願いいたします。

(8) 宗教活動・政治活動

- ① 事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(9) 動物飼育

- ① 事業所内でのペットの飼育はお断りしております。

8. 成年後見制度の活用支援

ご利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

9. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に当たっては、「身体拘束廃止に関する指針」に従い、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。

《重要》 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合

＜三つの要件をすべて満たすことが必要＞

◆切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

→「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

◆非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

→「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まず身体的拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態に応じて最も制限の少ない方法で行わなければならない。

◆一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

→「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

※3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認しその記録は5年間保存します。

10. 虐待防止のための措置

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定 虐待防止責任者 白川 芳子
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ③ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ④ 虐待の防止のための指針を整備します。
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

当事業者は、指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたり、事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1.1. 衛生管理等について

1. 当事業所は、指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたり、衛生的な管理に努め、感染症の発生予防又はまん延しないよう必要な措置を講じます。事業所では、感染症まん延防止マニュアルに基づいて衛生管理を行います。
2. 事業所においては、会社が定めた感染症まん延防止指針を整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的実施していきます。

1.2. 協力医療機関

当事業所は、ご利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関を次の通り定めています。

| | |
|---------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | かとう内科並木通り診療所 |
| 院長名 | 加藤 薫 |
| 所在地 | 岡山県岡山市南区並木町2丁目27番5号 |
| 電話番号 | 086-264-8855 |
| 診療科目 | 内科・循環器科・神経内科・泌尿器科・胃腸科 |

| | |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | サニーなないろ歯科・訪問歯科クリニック |
| 理事長名 | 脇本 仁奈 |
| 所在地 | 岡山市北区川入545-10 |
| 電話番号 | 086-238-0177 |

1.3. 緊急時、事故発生時等における対応方法

- ① ご利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告します。
- ② 事業者は、ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ③ 事故再発防止策については、安全管理委員会にて介護事故報告を集計し介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、発生原因・結果等を取りまとめ有効な防止策を検討し職員に周知徹底し再発防止に努めます。

1.4. 非常災害時の対策

- ① 事業所は、非常災害に備えて、消防計画に加え自然災害による避難行動に対応するための計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ② 防火管理者、火元責任者を選任して防火対策を行います。防火管理者 白川 芳子
- ③ 当事業所には、防火設備として、スプリンクラー、自動火災報知機、消火器、避難誘導灯、非常照明設備を設置しています。
- ④ 防火設備は、年2回専門業者による点検を行います。
- ⑤ 非常災害に備えるため、以下の訓練を行います。

- ・防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難誘導）・・・・・・年1回以上
- ・利用者を含めた総合訓練（内1回は夜間想定訓練を実施）年2回以上
- ・その他必要な訓練（自然災害発生時の避難行動）・・・・・・年2回以上
- ・非常災害用の設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・・ 随時

15. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、従業者に周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直し必要に応じて変更を行います。

16. 損害賠償

事業者は、サービス提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。ただし、事業者が故意、過失がなかったことを証明した場合は、この限りでないものとします。

17. サービスについての相談及び苦情対応

当事業所ご利用に当って、サービスに関するご利用者及びご家族等からの苦情やご要望、ご相談等は、下記により受け付けています。また、苦情申し立てには迅速かつ誠実に対応します。

| | | |
|-----------|----------------|---------------------|
| ① 当事業所の窓口 | 相談対応 | 責任者 白川 芳子 |
| | 相談時間 | 9：00～17：00 |
| | ご利用方法 | 面接・電話（086-902-0024） |
| ② 苦情申立機関 | 岡山市保健福祉局事業者指導課 | 086-212-1014 |
| | 岡山県国民健康保険団体連合会 | 086-223-8811 |

※岡山市以外のご利用者は、住所地の市町村介護保険課でも受け付けております。

18. 家族会の設置

当事業所では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり家族会を設置しています。

| | |
|---------|---|
| 〈家族交流会〉 | |
| 構成 | ご利用者、ご利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、 |
| 開催 | 3か月に1回 |
| 会議録 | 家族会会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、事業所玄関の閲覧ファイルにて公表いたします。 |

19. 事業者及びサービス提供従事者の義務

- (1) サービスの提供において、ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態をみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。

20. 秘密の保持について

ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について、事業者及びサービス従事者又は従業者は、サービス提供の上で知り得たご利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

21. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、ご利用者及びご家族の各種記録を含む個人情報について関係法令及びガイドライン等に基づき適切に保護・管理に努めます。サービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、下記の利用目的に沿った利用を行なうものとし、個人情報を利用することに同意をお願いします。

本書面の同意書をもって充てます。但し、利用目的の(3)「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、別紙1の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入し、申請してください。利用いたしません。また、サービス提供に関する記録については、ご利用者、ご家族、その代理人等の求めに応じて開示するものとします。

なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご利用者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

(1) 当事業所内での利用目的

- 1) 当事業所がご利用者に提供する介護サービス
- 2) 介護保険請求等に係る業務
- 3) 介護サービスの利用に係る当社及び当事業所の管理運営業務等
 - ・利用・解約等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故の報告
 - ・ご利用者の介護サービスの向上
 - ・事業所の管理運営業務に必要な場合
 - ・介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
 - ・当事業所が行なう実習生、ボランティア等受入れ

(2) 他の介護事業者への情報提供を伴う利用目的

- 1) 当事業所がご利用者等に提供する介護サービス
 - ・ご利用者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合
 - ・ご家族等への心身の状況説明
 - ・その他の業務委託
- 2) 介護保険業務
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会の回答等
- 3) 損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
- 4) 当事業所の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等

- 5) 当事業所の管理運営業務に必要な場合
- (3) 事例研究及び広報物に伴う利用目的
 - 1) 社内外研修や事例研究
 - 2) 当事業所が発行する広報誌による氏名・写真等の掲載
 - 3) 当事業所内での氏名・写真等の掲示

個人情報の使用停止申請書

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

関係

個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。

(該当する項目に○をつけて下さい。)

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 社内研修や事例研究に関する利用停止 |
| <input type="checkbox"/> | 当事業所が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載等への利用停止 |
| <input type="checkbox"/> | 当事業所内での氏名・生年月日・写真等の掲示等への利用停止 |
| <input type="checkbox"/> | その他 () |

利用料金表

【基本料金】

| 区分 | 負担割合1・2・3割の方 | | 生活保護受給者 | |
|---------------|--------------|--|---------|--|
| | 1日当たり | 1ヶ月当たり(30日) | 1日当たり | 1ヶ月当たり(30日) |
| 家賃 | 2,166円 | 65,000円 | 1,233円 | 37,000円 |
| 食費 (おやつ含む) | 1,700円 | 51,000円 介護食は1食あたり50円加算 (ムース食・禁止食等) | 1,700円 | 51,000円 介護食は1食あたり50円加算 (ムース食・禁止食等) |
| 管理費 | 833円 | 25,000円 | 433円 | 13,000円 |
| 1ヶ月のご負担金 | | 141,000円 | | 101,000円 |

【介護報酬負担額】 (地域区分 1単位の単価 10.14円)

| 区分 | 単位数/日 | 介護報酬1日当たり | 個人負担30日あたり | | | |
|---------------------|---|-----------|------------|---------|---------|-------------------------|
| | | | 負担割合1割 | 負担割合2割 | 負担割合3割 | |
| 要支援1 | 183単位/日 | 1,855円 | 5,567円 | 11,134円 | 16,701円 | |
| 要支援2 | 313単位/日 | 3,173円 | 9,519円 | 19,043円 | 28,565円 | |
| 要介護1 | 542単位/日 | 5,495円 | 16,485円 | 32,976円 | 49,463円 | |
| 要介護2 | 609単位/日 | 6,175円 | 18,525円 | 37,052円 | 55,578円 | |
| 要介護3 | 679単位/日 | 6,885円 | 20,655円 | 41,311円 | 61,966円 | |
| 要介護4 | 744単位/日 | 7,544円 | 22,632円 | 45,265円 | 67,898円 | |
| 要介護5 | 813単位/日 | 8,243円 | 24,729円 | 49,463円 | 74,195円 | |
| 夜間看護体制加算(Ⅱ) | 9単位/日 | 91円 | 274円 | 548円 | 822円 | |
| 看取り介護加算 | 72単位/日 | 730円 | | | | 死亡日以前31~45日 |
| | 144単位/日 | 1,460円 | | | | 死亡日以前4~30日 |
| | 680単位/日 | 6,895円 | | | | 死亡日前日及び前々日 |
| | 1,280単位/日 | 12,979円 | | | | 死亡日 |
| 協力医療機関連携加算(Ⅰ) | 100単位/月 | 1,014円/月 | 102円/月 | 203円/月 | 305円/月 | |
| 退院・退所時連携加算 | 30単位/日 | 304円 | 913円 | 1,826円 | 2,738円 | 入居から30日以内(予防以外) |
| 退居時情報提供加算 | 250単位/回 | 2,535円/回 | 254円/回 | 507円/回 | 761円/回 | 医療機関へ退所した際、1回のみ |
| 口腔・栄養 スクリーニング加算 | 20単位/回 | 202円/回 | 21円/回 | 41円/回 | 61円/回 | 利用開始時及び利用中、 6か月ごとに1回 |
| サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) | 6単位/日 | 60円 | 183円 | 365円 | 548円 | 在籍7年以上の職員の割合が 30%以上 |
| 介護職員等処遇改善 加算(Ⅲ) | 上記(介護報酬総単位数×サービス別加算率(13.0%)×1単位の単価(10.14円)の介護保険負担割合 | | | | | |

【実費】

| 区分 | 金額 | | |
|---------------|--------------|---------------|------------|
| おむつ代 | 別紙おむつ料金表のとおり | | |
| 理・美容代 | 実費 | カットのみ(税込) | 1,100円 |
| | | カット+顔剃り(税込) | 2,200円 |
| 個人電気器具 使用料 | 1器具 | 1日あたり | 50円 |
| | | 常時医療器具(在宅酸素等) | 1日あたり 140円 |

体験入居 1日7,000円で提供しています。

(注) 1. 介護保険報酬負担額は、厚生労働省の定める介護保険報酬に基づき利用された実日数に対する
保険者が交付する介護負担割合証に基づいて負担していただきます。

2. 入居対象者は、要支援1~要介護5の認定を受けた方。

令和8年6月現在

別紙3

介護サービス等の一覧表

●それぞれのご入居者の状態に応じて、当ホームにおいて計画作成担当者を中心に、ご入居者の意思を確認し、ご家族の意見・要望を参考に、サービス計画を作成し提供します。この一覧表は一般的な場合の目安です。それぞれのご入居者の状態に応じて変更される場合があります。

| 区分 | | 要支援1～2 | | 要介護1～5 | |
|---|---------------------------------|---|--|---|--|
| 提供サービスの別 | | 介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス | その都度徴収するサービス | 特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス | その都度徴収するサービス |
| サービスの提供内容等 | | 提供方法(回数等) | 提供方法(回数等) 金額(単価) | 提供方法(回数等) | 提供方法(回数等) 金額(単価) |
| 1.介護サービス | | | | | |
| ①巡回 21:00～6:00 | 有 | 3時間毎及び 要に応じ随時 | 必 — — | 3時間毎及び 要に応じ随時 | 必 — — |
| ②食事介助 | 有 | 配膳+下膳(声掛け・見守り) | 治療食・ムース食 +50円 | 配膳+下膳(見守り・一部又は全介助) | 治療食・ムース食 +50円 |
| ③排泄介助 ・排泄介助 (トイレ・PTイレ) ・おしめ交換 ・おしめ代 | 有 有 無 | ※ ※ — | — — — — — 実費 | 定時及び必要に応じ随時 定時及び必要に応じ随時 — | — — — — — 実費 |
| ④入浴等 ・一般浴介助 ・特浴介助 ・清拭 | 有 有 有 | ※(2回/週) — — | — — — — — — | 2回/週 介助 2回/週 介助 1～2回/週 介助 | — — — — — — |
| ⑤身辺介助 ・移乗・移動介助 ・体位変換介助 ・衣類着脱介助 ・口腔ケア介助 ・整容介助 | 有 有 有 有 有 | ※ ※ ※ ※ ※ | — — — — — — 必要物品は実費 — — | 必要時 必要時 必要時 3回/日 必要時 | — — — — — — 必要物品は実費 — — |
| ⑥機能訓練 ・集団リハ・口腔体操 ・歩行練習など ・鍼灸マッサージ等 | 有 有 無 | 1回/日・3回/日 ケアプランによる ケアプランによる | — — — — リハビリ 医療費自己負担 | 1回/日・3回/日 ケアプランによる ケアプランによる | — — — — リハビリ 医療費自己負担 |
| ⑦通院の介助 | 有 無 | 協力医療機関(必要時) 協力医療機関以外 | — — 原則家族対応 遠方者に限り、50円/km | 協力医療機関(必要時) 協力医療機関以外 | — 原則家族対応 遠 方者に限り、50円/km |
| ○緊急時対応 ・ナースコール ・オンコール | 有 有 | 24時間対応 24時間対応 | — — — — | 24時間対応 24時間対応 | — — — — |
| 2.生活サービス | | | | | |
| ①家事 ・清掃(床・トイレ) ・洗濯 ・リネン交換 | 有 有 有 | 1～2回/週・毎日 必要時 1回/週 | — — — クリーニング代は実費 — — | 1～2回/週・毎日 必要時 1回/週 | — — — クリーニング代は実費 — — |
| ②居室配下膳 | 有 | 体調不良時 | — — | 体調不良時 | — — |
| ③理美容サービス | 有 | — | — 実費(理美容料金参照) | — | — 実費(理美容料金参照) |
| ④代行 ・買い物代行 ・役所代行 ・金銭・貯金管理 ・嗜好に応じた特別食 | 有 有 有 有 | 必要に応じ随時 必要時(介護保険更新のみ) 預かり金のみ管理(原則本人管理) 必要に応じ随時 | 通常の利用区域のみ 実費 — — — — デリバリー・テイクアウト等 実費 | 必要に応じ随時 必要時(介護保険更新のみ) 預かり金のみ管理(原則本人管理) 必要に応じ随時 | 通常の利用区域のみ 実費 — — — — デリバリー・テイクアウト等 実費 |
| 3.健康管理サービス | | | | | |
| ・定期健康診断 ・健康管理・相談 ・生活指導・栄養指導 ・服薬管理・介助 ・定期往診 | 有 有 有 有 有 | 1回/年(送迎含む) 毎日・必要に応じ随時 必要に応じ随時 毎日 2回/月 | — — — — — — — — — 医療費自己負担 | 1回/年(送迎含む) 毎日・必要に応じ随時 必要に応じ随時 毎日・必要に応じ随時 2回/月 | — — — — — — — — — 医療費自己負担 |
| 4.入院時、入院中のサービス | | | | | |
| ・医療費 ・入退院時の同行 ・入退院時の同行 ・移送サービス ・居住費(保全) ・入院中の洗濯物交換等 ・入院中の訪問 | 無 有 無 無 有 無 無 | — 協力医療機関(必要時) 協力医療機関以外(基本は家族対応) — 入院日数/¥65000 — — | — 医療費自己負担 — — — 遠方に限り、50円/km — — — — — — — — | — 協力医療機関(必要時) 協力医療機関以外(基本は家族対応) — 入院日数/¥65000 — — | — 医療費自己負担 — — — 遠方に限り、50円/km — — — — — — — — |
| 5.その他サービス | | | | | |
| ・誕生日会 ・行事食 | | 1回/月 1回/月 | — — — 差額別途請求有 | 1回/月 1回/月 | — — — 差額別途請求有 |

要支援者において、※の介護上必要な場合は、状況に応じて一時的な介助を行う。

1. 当施設における看取り介護の考え方
看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩を出来るだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことが出来るように、日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心を込めてこれを行うことである。
2. 看取り介護の視点
終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある過程の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。
施設での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。
 - ① 施設における医療体制の理解
 - ・医療機関ではない。(常勤医師の配置がない)
 - ・医師とは、協力医療機関として連携し必要時は24時間の連絡体制を確保し、必要に応じ健康上の管理等に対応すること。
 - ・夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること。
 - ② 病状の変化等に伴う緊急時の対応については、看護師が医師との連絡をとり、指示に従うこと。
夜間においては、夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡をとって緊急対応を行うこと。
 - ③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること。
 - ④ 看取り介護に対する家族の同意を得ること。
3. 終末期にたどる経過とそれに応じた介護の考え方
 - ① 終末期に起こり得る状態変化
発熱・倦怠感・食欲不振・嘔気・意識障害・幻覚・妄想など、様々な状態が出現すると考えられる。これらは老衰ばかりではなく持病の増悪である場合もある。
 - ② 状態変化に対する介護の考え方
状態変化が見られた場合、基本的には苦痛の緩和と安らかな時間空間の提供を主眼として介護を行う。
4. 看取り介護の具体的支援内容
 - ① 利用者に対する具体的支援
 - I、ボディケア
 - ・バイタルサインの確認・環境の整備を行う・安寧、安楽への配慮・清潔への配慮・栄養と水分補給を適切に行う・排泄ケアを適切に行う・発熱・疼痛への配慮
 - II、メンタルケア
身体的苦悩の緩和・コミュニケーションを重視する・プライバシーへの配慮を行う
 - ・全てを受容してニーズに沿う態度で接する
 - III、看護処置
 - ・医師の指示に基づき必要な処置を看護職員によって行う
 - ② 家族に対する支援
 - ・話しやすい環境を作る・家族関係への支援にも配慮する・希望や心配事に真摯に対応する・家族の身体的、精神的負担の軽減に配慮する・死後の援助を行う
 - ③ 看取り介護実施における記録類
 - ・看取り介護同意書・医師の指示・看取り介護計画書・経過観察記録及び臨終の記録・ケアカンファレンスの記録

④ 看取り介護実施における職種ごとの役割

【管理者】

- 1) 看取り介護の総括管理
- 2) 看取り介護に生じる諸問題の総括責任

【医師】

- 1) 看取り介護期の診断と家族への説明
- 2) 緊急時、夜間帯の対応と指示
- 3) 各病院への連絡と調整
- 4) 死亡確認、死亡診断書等記録の作成

【介護支援専門員・生活相談員】

- 1) 継続的な家族支援（連絡・説明・相談・調整）
- 2) 看取り介護にあたり他職種協働のチームケアの連携の強化
- 3) 臨終後のケアとしての家族支援と身辺整理

【看護職員】

- 1) 協力医療機関、医師との連携の強化
- 2) 看取り介護にあたり他職種協働のチームケアの確立
- 3) 看取り介護に携わる職員からの相談
- 4) 看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応
- 5) 疼痛の緩和
- 6) 緊急時への対応（オンコール体制）
- 7) 家族への説明とその不安への対応

【介護職員】

- 1) ①－Ⅰ及びⅡに記載したきめ細やかケアを行う
- 2) ケア内容及び観察の経過記録への記載

【その他】

- 1) 上記職員が協議・協働し、看取り介護に必要な「理念」「死生観教育」その他の職員教育、検討会議を行う

5. 看取り介護の具体的方法

① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般的に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を親切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画書を作成し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

② 医師よりの説明

- I、医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、介護職員または、生活相談員を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて施設において医師より利用者又は家族へ説明を行う。この際、施設で出来る看取りの体制を示す。
- II、この説明を受けた上で、利用者又は家族は、利用者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することが出来る。医療機関入院を希望する場合は、施設は入院へ向けた支援を行う。

③ 看取り介護の実施

I、家族が施設内で看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護師、介護職員等と協働して看取り介護の計画書を作成すること。

なお、この計画は医師からの利用者又は家族への説明に際し、事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられること。

II、看取り介護の実施に関しては、原則として居室で対応することとする。

なお、家族が泊まりを希望する場合は、宿泊用のベッドをセットするなど便宜を図る。

III、看取り介護を行う際は、医師、看護師、介護職員等が共同で利用者の状況を家族の求め等に応じ随時、利用者又は家族への説明を行い意向を確認すること。また、必要に応じて適宜計画内容の変更を行う際には同意を得ることとする。

IV、施設的全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者又は家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。

6. 施設等において看取りに際して行い得る医療行為の選択肢

① 看取り介護は、対象者が人生の最終ステージにおいて最期の瞬間まで、安心・安楽に過ごすことを目的としており、そのために考え得る医療・看護について、医師の判断で都度適切に行うこととする。その際に、延命処置（心臓マッサージ・除細動（AED）・人工呼吸・輸血）などは基本的に行わず、点滴も対象者の苦痛にならないように、必要最小限の対応とする。食物を経口摂取できなくなった場合も、経鼻経管栄養・胃ろう造設・IVHを行わず対応することを基本とする。医療機関への緊急搬送や入院治療等も行わずに、最期の瞬間まで施設で安楽に過ごすことができるように対応する。なお、看取り介護開始後も、本人及び家族の意思で、看取り介護を中止し、医療機関等で対応するなどの希望があれば、ご希望に合わせた対応に変更することとする。

7. 夜間緊急時の連絡と対応について

当施設の夜間緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切な連絡を行うこと。

8. 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関である「かとう内科並木通り診療所」との連携により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ、健康上の管理等に対応することができる体制をとっている。

9. 責任者

夜間緊急対応および看取り介護については、看護主任（看護師）を責任者とする。

10. 看取り介護の研修について

当施設職員は、研修委員会の主催する施設内研修、施設の指定する施設外研修または職員個人の希望する施設外研修を受講し、看取り介護について研鑽を積むこととする。また看取り介護が終結した後、振り返りを行うことで看取り介護の目的や起こり得る機能的・精神的变化への対応を職員間で周知し、チームケアの充実を図る。